

厚生労働大臣 田村憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会 長 清 家 篤

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である  
緊急小口資金等の特例貸付にかかる緊急要望

昨年 3 月から実施された本特例貸付は、この間、3 度の延長や再貸付の実施もあって、貸付件数は 170 万件超、貸付申請額も 7000 億円以上にのぼっています。全国の社協では、コロナ禍にある困窮者に一刻も早く貸付金を送金できるよう、総力をあげて膨大な業務を行ってきました。

また、緊急事態宣言が首都圏等に再発令されるなかにあつて、新規の貸付の申請者や、2月から開始した再貸付の申請者が殺到し、3 月の第 1 週の申請件数は本特例貸付開始以来の最高値となる約 8 万 5 千件となっています。コロナ禍の長期化のなかで困窮状況にある方々の生活状況が厳しさを増すなかで、社協の貸付業務はひっ迫した状況となっています。

こうしたなか、現下の情勢を踏まえた政府の判断により、本特例貸付が 4 月以降延長される旨の発表がありました。さらなる貸付の延長や今後の債権管理等に向けてさらなる事務費が必要です。そもそも、生活困窮者の支援の本筋は貸付ではなく、生活保護制度をはじめとする多様な給付制度等による総合的な支援を第一とすべきであり、その強化が不可欠です。

こうした点を踏まえ、下記のとおり要望します。

**1. 生活保護制度をはじめとする、コロナ禍による生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を早期に強化してください。**

- ① 生活保護制度の弾力化をはじめ、多様な支援施策を困窮者等にわかりやすく情報提供してください。
- ② 福祉事務所における弾力的な対応への強い指導の徹底、また、自立相談支援機関の人員体制等の抜本的強化のもとに、就労や家計支援の充実など、コロナ禍による困窮者へのきめ細かな支援を可能としてください。

**2. 本特例貸付の 6 月末の終了に向けて、その取扱いを明確に示してください。**

- ① 今後、各社協が膨大な貸付申請の受付や送金等の業務、償還免除を含む債権管理の準備に専念できるよう、今回の貸付延長や償還免除等の制度に対する問い合わせは、政府の責任で説明できる体制を構築・実施してください。
- ② 6 月末に特例貸付は終了し、本則の貸付に戻る旨を政府として周知徹底を図ってください。
- ③ 今後の経済状況によりさらなる対応が必要な場合には、本特例資金とは別の困窮者給付制度等の創設・強化による対応としてください。
- ④ 本特例資金終了後の本則による対応においても、市区町村社協には、多くの困窮者等が貸付等の申請や相談に来訪されることが想定されます。市区町村社協の相談支援体制が強化できるよう事務費を国の責任で確保してください。

3. 今回の貸付延長及び今後 10 数年にわたる債権管理や借受人への相談支援について見通しをもった全国の事務体制を整備するため、十分な事務費を確保し、すみやかに交付してください。
  - ① 事務費には、「市区町村社協の借受人への相談業務や都道府県社協の債権管理業務にかかる常勤職員の配置」、「本特例貸付に特化した全国の社協をつなぐ業務システムの構築」「償還免除や償還管理にかかる業務委託費」等の費用を確保してください。
  - ② 今後の事務費の規模や基準を明確に示し、すみやかに都道府県社協に交付してください。
  
4. 新型コロナウイルス感染対策として、本特例貸付は、貸付開始当初より事務連絡通知が連続して発出され、生活福祉資金制度からまったく違う運用となり、本則と別物の特例貸付制度となっています。厚生労働省においては、その実態に照らし、生活福祉資金制度とは異なる貸付制度として抜本的な通知改正を行ってください。